

様式第 6 号 建築主等変更届出書 (第 5 条関係)

(A 4 判)

年 月 日	
秋田県知事	様
住所 届出者 氏名 ㊟ 電話番号 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
建築主等の変更について (届出)	
次のとおり建築主等を変更したので、建築基準法施行細則第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。	
1 確認、承認又は許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 建築主等	変更前 住所 氏名 ㊟ 電話番号
	変更後 住所 氏名 ㊟ 電話番号
3 工事監理者の資格、住所及び氏名並びに当該工事監理者の属する建築士事務所の名称	変更前 () 建築士登録 第 号 住所 氏名 ㊟ () 建築士事務所登録 第 号 建築士事務所名 電話番号
	変更後 () 建築士登録 第 号 住所 氏名 ㊟ () 建築士事務所登録 第 号 建築士事務所名 電話番号
4 工事施工者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	変更前 建設業登録 第 号 住所 氏名 ㊟ 電話番号
	変更後 建設業登録 第 号 住所 氏名 ㊟ 電話番号
5 変更理由	
※ 受付欄	

(注) 1 ※印欄には、記載しないでください。
2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第7号 工事監理（工事施工）状況調書（第7条関係）

(A4判)

工事監理（工事施工）状況調書	
1 建築主の住所及び氏名	
2 敷地の所在及び地番	
3 確認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 工事監理者の資格、住所及び氏名並びに当該工事監理者の属する建築士事務所の名称	() 建築士登録 第 号 住所 氏名 ㊟ () 建築士事務所登録 第 号 建築士事務所名 電話番号
5 工事施工者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	建設業登録 第 号 住所 氏名 ㊟ 電話番号
工程	工事監理（工事施工）の状況
(1) 地盤調査	
(2) 基礎	
(3) 基礎配筋	
(4) 基礎柱脚	
(5) 任意階の配筋	
(6) 軸組及び接合部	
(7) 界壁等	
(8) その他	

- (注) 1 建築基準法第7条の5の規定の適用を受けようとする場合の建築物及び建築基準法施行令第40条ただし書の建築物については、この調書を提出する必要はありません。
- 2 建築基準法施行規則第4条第1項に規定する完了検査申請書の第4面に記載された事項によりこの調書に規定する工程の工事監理等の状況を確認することができる場合は、当該工程について工事監理等の状況の記載を省略することができます。
- 3 この調書は、工事監理者（工事監理者の定めがない場合にあつては、工事施工者）が作成してください。
- 4 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
- 5 各工程の工事監理（工事施工）の状況欄には、次の事項について確認した年月日及び内容を記載してください。
- (1) 地盤調査

- 支持地盤の確認方法（ボーリング調査、載荷試験等）、位置、種類、地耐力等
- (2) 基礎
基礎の種類
杭の工法、種類、径、長さ、本数、施工深度、偏芯等
- (3) 基礎配筋
ベース及び地中梁の寸法、ベース及び地中梁の鉄筋の種類、主筋（あばら筋を含む。）の径、ピッチ、かぶり、偏心による補強等
- (4) 基礎柱脚（鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の場合に記載してください。）
ベースプレートの材質、寸法、板厚等
アンカーボルトの材質、径、長さ、本数、配置、縮付状態等
スタッドの径、長さ、本数等
- (5) 任意階の配筋（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の場合に柱、梁及びスラブごとに記載してください。）
任意階の配筋の寸法、鉄筋の種類、主筋（帯筋及びあばら筋を含む。）の径、本数、ピッチ、かぶり、定着長さ、主筋の継手等
- (6) 軸組及び接合部（鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は木造の建築物の場合に記載してください。）
ア 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合
柱、梁、ブレース等の材質及び寸法
架構の建方精度
溶接部分の外観検査及び超音波探傷検査
ボルト接合部分のボルトの種類、径、本数、ピッチ、縁あき、縮付状態等
イ 木造の場合
土台、柱、梁、筋かい等の材質及び寸法
接合部の金物の種類、取付状態等
- (7) 界壁等
界壁、防火上主要な間仕切り壁、隔壁、防火区画の壁等の材料、厚さ、施工状態及び認定番号
配管等の貫通部分の仕様、処理状態等
- (8) その他
建築主事が確認済証を交付する際、特に必要と認めて指定した工程について記載してください。
- 6 5の各工程の記載に当たっては、主要な基礎、柱、梁等について記載してください。
- 7 工事監理の状況を確認することができる写真を添えてください。
- 8 7の写真の撮影に当たっては、次の事項に留意してください。
- (1) 基礎
現場搬入時等に、主要な杭について、種類、径及び長さを確認することができるよう、スケール等を添えて、撮影してください。
施工後の主要な杭の状態について、杭の位置及び杭頭部の状態を確認することができるように撮影してください。
- (2) 基礎配筋
主要な基礎について、寸法及び鉄筋のピッチを確認することができるよう、スケール等を添えて、撮影してください。
- (3) 任意階の配筋
主要な柱、梁及びスラブごとに、任意階の配筋の寸法及び鉄筋のピッチを確認することができるよう、スケール等を添えて、撮影してください。
- (4) 界壁等
主要な界壁、防火上主要な間仕切り壁、隔壁及び防火区画の壁ごとに、材料、厚さ及び施工状態を確認することができるように撮影してください。
配管等の径の最大の貫通部分については、処理状態を確認することができるように撮影してください。

様式第八号の次に次の二様式を加える。

様式第9号 用途地域外区域建築許可申請書(第14条の2関係)

(第1面)

(A4判)

秋田県知事 様	<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="margin-bottom: 20px;"> 住所 申請者 氏名 ④ 電話番号 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕 </div> <p style="text-align: center;">用途地域の指定のない区域内における建築物の建築の許可について(申請)</p> <p>建築基準法第48条第13項ただし書の規定による許可を受けたいので、建築基準法施行細則第14条の2の規定により、次のとおり申請します。</p>												
1 設計者	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">(1) 資格</td><td></td></tr> <tr><td>(2) 氏名</td><td></td></tr> <tr><td>(3) 建築士事務所名</td><td></td></tr> <tr><td>(4) 郵便番号</td><td></td></tr> <tr><td>(5) 所在地(住所)</td><td></td></tr> <tr><td>(6) 電話番号</td><td></td></tr> </table>	(1) 資格		(2) 氏名		(3) 建築士事務所名		(4) 郵便番号		(5) 所在地(住所)		(6) 電話番号	
(1) 資格													
(2) 氏名													
(3) 建築士事務所名													
(4) 郵便番号													
(5) 所在地(住所)													
(6) 電話番号													
※ 手数料欄	※ 受付欄 年 月 日 第 号 係員印												
※ 消防関係同意欄 年 月 日 第 号 係員印	※ 決裁欄	※ 許可番号欄 年 月 日 第 号 係員印											
※ 公告欄 年 月 日 第 号 係員印	※ 公開による意見の聴取の期日欄 年 月 日 第 号 係員印												
※ 建築審査会同意欄	※ 県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会欄 年 月 日 第 号 係員印												

(第2面)

(A4判)

1	所在及び地番	
2	住居表示	
3	防火地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし
※ 4 その他の区域、地域、地区又は街区		
5	道路	
	(1) 幅員	
	(2) 敷地と接している部分の長さ	
6	敷地面積	
	(1) 敷地面積	ア () () () イ () () ()
	(2) 用途地域等	() () ()
	(3) 建築基準法第52条第1項の規定による建築物の容積率	() () ()
	(4) 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率	() () ()
	(5) 敷地面積の合計	ア () イ ()
	(6) 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値	()
	(7) 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値	()
7	主要用途	
8	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他 ()
9	建築面積	申請部分 申請以外の部分 合計
	(1) 建築面積	() () ()
	(2) 建ぺい率	()
10	延べ面積	申請部分 申請以外の部分 合計
	(1) 建築物全体	() () ()
	(2) 自動車車庫等の部分	() () ()
	(3) 延べ面積	()
	(4) 容積率	()
11	建築物の数	
	(1) 申請に係る建築物の数	()
	(2) 同一敷地内の他の建築物の数	()
12	工事着手予定年月	年 月
13	工事完了予定年月	年 月
14	その他必要な事項	
15	備考	

(第3面)

(A4判)

1 番号				
2 工事種別等	□新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □その他 ()			
3 構造	造	一部	造	
4 高さ	(1) 最高の高さ ()			
	(2) 最高の軒の高さ ()			
5 階別用途別床面積	(1) 階別用途別			
階	具体的な用途の名称	申請部分	申請以外の部分	合計
(2) 用途別				
	具体的な用途の名称	申請部分	申請以外の部分	合計
6	その他必要な事項			
7	備考			

(注) 1 各面共通関係
 (1) ※印欄は、記載しないでください。
 (2) 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 2 第1面関係
 (1) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

- (2) 申請者が2以上のときは、代表となる申請者について記載し、別紙に他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記載して、これを添えてください。
 - (3) 設計者が建築士事務所に属しているときは、第1面の1(3)にその名称を記載し、設計者が建築士事務所に属していないときは、同面の1(5)に設計者の住所を記載してください。
 - (4) 設計者が2以上のときは、第1面の1(2)に代表となる設計者について記載し、別紙に他の設計者について棟別に必要な事項を記載して、これを添えてください。
- 3 第2面関係
- (1) 住居表示が定まっているときは、第2面の2に記載してください。
 - (2) 第2面の3は、該当するチェックボックスに「レ」マークを記載してください。
なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記載してください。
 - (3) 第2面の5は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記載してください。
 - (4) 第2面の6(1)アは、建築物の敷地が、2以上の用途地域若しくは高層住居誘導地区、建築基準法（以下「法」という。）第52条第1項第1号から第6号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建ぺい率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記載してください。
 - (5) 第2面の6(1)イは、法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、同面の(1)アに記載した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記載してください。
 - (6) 第2面の6(2)、(3)及び(4)は、同面の6(1)に記載した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記載してください。
 - (7) 第2面の6(5)アは、同面の6(1)アの合計とし、同面の6(5)イは、同面の6(1)イの合計とします。
 - (8) 建築物の敷地が、法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、第2面の6(6)に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記載してください。
 - (9) 建築物の敷地が法第53条第2項若しくは法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、第2面の6(7)に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建ぺい率を記載してください。
 - (10) 第2面の7は、主要な用途をできるだけ具体的に記載してください。
 - (11) 第2面の8は、該当するチェックボックスに「レ」マークを記載してください。
 - (12) 第2面の10(2)に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を記載してください。
 - (13) 法第52条第12項の規定を適用する場合においては、第2面の10(4)の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、同面の6(5)イによることとします。
 - (14) 第2面の6(3)、(4)、(6)及び(7)、9(2)並びに10(4)は、百分率を用いてください。
 - (15) 第2面に記載することができない事項で特に許可を受けようとするものは、同面の14に記載し、又は別紙に記載して、これを添えてください。
- 4 第3面関係
- (1) 第3面は、建築物ごとに作成してください。
 - (2) 第3面に記載する事項のうち同面の5の事項については、別紙に記載して、これを添えれば、同面に記載する必要はありません。
 - (3) 第3面の1は、建築物の数が1のときは、「1」と記載し、建築物の数が2以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記載してください。
 - (4) 第3面の2は、該当するチェックボックスに「レ」マークを記載してください。
 - (5) 第3面の5(1)は、最上階から順に、用途をできるだけ具体的に記載し、それぞれの用途に供する部分の床面積を記載してください。
 - (6) 第3面の5(2)は、用途をできるだけ具体的に記載し、それぞれの用途に供する部分の床面積を記載してください。
 - (7) 第3面に記載することができない事項で特に許可を受けようとするものは、同面の6に記載し、又は別紙に記載して、これを添えてください。

様式第10号 災害危険区域建築許可申請書（第15条関係）

(A4判)

年 月 日				
秋田県知事		様		
住所				
申請者 氏名 ㊟				
電話番号				
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕				
災害危険区域内における建築物の建築の許可について（申請）				
秋田県建築基準条例第3条ただし書の規定による許可を受けたいので、建築基準法施行細則第15条第3項の規定により、次のとおり申請します。				
1	災害危険区域の名称			
2	敷地の位置	(1) 所在及び地番		
		(2) 用途地域	(4) その他の区域、地区及び地域	
		(3) 防火地域	防火、準防火、指定無し	
3	用途	4	工事種別	新築、増築、改築、移転
5	構造	6	最高の高さ	
		申請部分	申請以外の部分	合計
7	敷地面積			敷地面積との比
8	建築面積			※ 建ぺい率 %
9	延べ面積			※ 容積率 %
10	防護施設等の概要			
11	その他参考事項			
※ 受付欄				

(注) 1 ※印欄には、記載しないでください。
 2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定、同条第三項を削る改正規定並びに第十一条第五項及び第六項を削る改正規定並びに次項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する日前に開始されたこの規則による改正前の建築基準法施行細則第十一条第一項の昇降機又は同条第三項の工作物の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十二条第三項(同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による検査については、同規則第十一条第五項及び第六項の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則による改正後の建築基準法施行細則第二十五条第三項の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法第六條第一項若しくは第六條の二第一項(これらの規定を同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)(の規定による確認の申請又は同法第八十八条第二項(同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)(の規定による通知(以下「確認の申請等」という。))がされる建築物について適用し、同日前に確認の申請等がされた建築物については、なお従前の例による。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十七号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十五年秋田県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「よつて」を「より」に、「免許申請書に、戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録済証明書)及び法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。))を「二級建築士(木造建築士)免許申請書に次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、登録原票記載事項証明書(外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号)第四条の三第二項に規定する登録原票記

載事項証明書をいう。以下同じ。)(

二 法第七条第二号に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)

三 法第四条第三項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者にあつては、外国の建築士免許証の写し

第一条第二項を削る。

第四条を次のように改める。

(住所等の届出)

第四条 法第五条の二第一項の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の届出は、様式第三号による二級建築士(木造建築士)住所等届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、第二条の規定により名簿に登録を受けた二級建築士又は木造建築士が前条第二号に掲げる事項の変更にあつたときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 免許証
二 戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、登録原票記載事項証明書)

3 法第五条の二第二項又は第三項の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の変更の届出は、様式第四号による二級建築士(木造建築士)住所等変更届出書により行うものとする。

4 前項の届出書には、第二条の規定により名簿に登録を受けた二級建築士又は木造建築士が前条第二号に掲げる事項の変更にあつたときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 免許証
二 戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、登録原票記載事項証明書)

5 第二条の規定により名簿に登録を受けた日本の国籍を有しない二級建築士又は木造建築士は、法第五条の二第一項の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の届出をした後、前条第二号の国籍名に変更を生じたときは、その変更を生じた日から三十日以内に、様式第四号による二級建築士(木造建築士)住所等変更届出書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 免許証
二 登録原票記載事項証明書
第六条を削る。
第五条第一項中「場合において」を「とき」に、「様式第四号

による免許証再交付申請書」を「様式第五号による二級建築士(木造建築士)免許証再交付申請書」に改め、同条第二項中「免許証を汚損した二級建築士又は木造建築士が前項の申請をする場合においては、」を削り、「申請書に」の下に「は、免許証を汚損したときは、」を加え、同条第三項中「よつて」を「より」に、「場合において」を「とき」に、「様式第五号による免許証返納書」を「様式第六号による二級建築士(木造建築士)免許証返納書に当該免許証を」に、「当該免許証を」を「これ」に、「返納しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(名簿の訂正等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、名簿を訂正し、免許証を書き換えて、当該免許証を届出者に交付するものとする。

一 法第五条の二第一項の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の届出で、第二条の規定により名簿に登録を受けた二級建築士又は木造建築士による第三条第二号に掲げる事項の変更にあつたとき。

二 法第五条の二第二項又は第三項の規定による二級建築士又は木造建築士の住所等の変更の届出で、第二条の規定により名簿に登録を受けた二級建築士又は木造建築士による第三条第二号に掲げる事項の変更にあつたとき。

三 前条第五項の規定による届出があつたとき。

第八条及び第九条を削る。

第七条第一項中「知事は、」の下に「第七条第三項の規定による届出があつたとき又は法第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の」を加え、「場合又は前条第二項の届出があつた場合において」を「とき」に改め、「記載して」の下に「当該免許の」を加え、同条第二項中「よつて」を「より」に、「登録抹消」を「当該登録の抹消」に改め、同条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

(死亡等の届出)

第七条 法第八条の二の規定による二級建築士又は木造建築士の死亡等の届出は、様式第七号による二級建築士(木造建築士)死亡等届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 免許証
二 法第八条の二第一号に掲げる場合にあつては、戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、登録原票

による免許証再交付申請書」を「様式第五号による二級建築士(木造建築士)免許証再交付申請書」に改め、同条第二項中「免許証を汚損した二級建築士又は木造建築士が前項の申請をする場合においては、」を削り、「申請書に」の下に「は、免許証を汚損したときは、」を加え、同条第三項中「よつて」を「より」に、「場合において」を「とき」に、「様式第五号による免許証返納書」を「様式第六号による二級建築士(木造建築士)免許証返納書に当該免許証を」に、「当該免許証を」を「これ」に、「返納しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

記載事項証明書

三 法第八条の二第二号に掲げる場合にあつては、登記事項証明書

3 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による失踪の届出義務者(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法第十二条第三項の規定により死亡した外国人の登録証明書を返納する義務がある者)は、当該失踪の宣告を受けた日から三十日以内に、様式第七号による二級建築士(木造建築士)死亡等届出書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 免許証
二 戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、登録原票記載事項証明書)

第八条 法第九条第一項第一号の規定による二級建築士又は木造建築士の免許の取消しの申請は、様式第八号による二級建築士(木造建築士)免許取消し申請書により行うものとする。

2 前項の申請書には、免許証を添えなければならない。

3 二級建築士又は木造建築士は、法第九条第一項第三号から第五号まで(同項第三号にあつては、法第八条の二第三号に係る部分に限る。)又は第十条第一項の規定により免許を取り消されたときは、当該免許の取消しの通知を受けた日から五日以内に、様式第六号による二級建築士(木造建築士)免許証返納書に免許証を添えて、これを知事に提出しなければならない。

4 法第九条第一項第三号(法第八条の二第三号に係る部分を除く。)の規定により二級建築士又は木造建築士が免許を取り消されたときは、その相続人又は後見人若しくは保佐人は、当該免許の取消しの通知を受けた日から五日以内に、様式第六号による二級建築士(木造建築士)免許証返納書に免許証を添えて、これを知事に提出しなければならない。

第十二条第二項中「に規定する」を「の」に改め、「指定試験機関」を「法第十五条の十七第一項の規定により知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)」に改める。
第十四条の見出し中「措置」の下に「に関する報告」を加え、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項」を「法第十三条の二第二項」に、「第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条とする。

第二十六条中「第二十三条の六」を「第二十三条の七」に、「様式による」を「届出書により行う」に改め、同項各号を次の

ように改める。

- 一 法第二十三条の七第一号に掲げるとし、様式第十一号による建築士事務所開設者廃業届出書
- 二 法第二十三条の七第二号に掲げるとし、様式第十二号による建築士事務所開設者死亡届出書
- 三 法第二十三条の七第三号に掲げるとし、様式第十三号による建築士事務所開設者破産手続開始決定届出書
- 四 法第二十三条の七第四号又は第五号に掲げるとし、様式第十四号による建築士事務所開設者解散届出書

様式第一号中「法第七条」を「建築士法第七条」に、
3 免 禁 刑

二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことと許を取り消されたことがあるときはその年月日 年月日
罰以上の刑に処せられたこと又は建築に関し罪を犯し、罰金の刑に処せられたことがあるときはその罪及び刑 「2

がありますか。 ある□な い□ 3 建 業

に処せられたことがありますか。 ある□な い□ 4 建 業

罰以上の刑に処せられたことがありますか。 ある□な い□

るときは、その罪及び刑
るときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなく建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰るときは、その罪及び刑

るときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなく建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級るときは、その日 年月日
建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間

なつた日 年月日
金の刑に処せられたことがありますか。 ある□な い□

なつた日 年月日
建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことが

の停止の期間中に同法第9条第1項第一号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたこと

ありますか。 ある□な い□

士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがあり

ご記入を。

ますか。 ある□な い□

様式第三号を次のように改める。

様式第3号 二級建築士（木造建築士）住所等届出書（第4条関係）

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所
氏 名

㊞

二級建築士（木造建築士）の住所等について（届出）

建築士法第5条の2第1項の規定により、次のとおり住所等を届け出ます。

生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
本 籍 (国 籍)			
登 録 番 号	第 号	登録年月日	年 月 日
業 務 の 種 別	1 建築設計（2及び3を除く。） 2 構造設計 3 設備設計 4 積算 5 工事監理又は工事の指導監督 6 現場管理 7 調査又は鑑定 8 手続代理 9 敷地選定等の企画 10 研究又は教育 11 行政 12 その他		
名 称			
所 在 地			
※ 備 考		※ 受付欄	

- (注) 1 ※印欄には、記入しないでください。
 2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
 3 業務の種別及び勤務先の欄は、建築に関する業務に従事している場合に記入してください。
 4 業務の種別欄は、該当する数字を○で囲んでください。2種以上の業務に従事している場合は、主に従事しているもの一つを○で囲んでください。
 5 建築士事務所に勤務している場合は、その事務所の開設者の氏名を勤務先の名称の欄に併記してください。

様式第六号の二から様式第八号までを削る。
様式第六号中「(第6条)や」「(第8条)及び」「二級建築士(木造建築士)免許の」や「二級建築士(木造建築士)の免許の」及び「第9条」や「第9条第1項」及び「第6条第1項」や「第8条第1項」を削る。同様式を様式第八号とす。
様式第五号中「第5条、第6条」や「第6条、第8条」及び「第5条第3項(第6条第4項)や」「第6条第3項(第8条第3項)を削る。同様式(註)中「汚損又は死亡の理由により」を削り、同様式を様式第六号とす。同様式の次に次の様式を加える。

様式第7号 二級建築士（木造建築士）死亡等届出書（第7条関係）

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所
氏 名

㊟

二級建築士（木造建築士）の死亡等について（届出）

建築士法第8条の2（建築士法施行細則第7条第3項）の規定により、次のとおり死亡等の事由が生じたので、届け出ます。

ふ り が な 氏 名		性 別	男 ・ 女
		生 年 月 日	年 月 日
本 (国	籍 籍)		
登 録 番 号	第 号	登 録 年 月 日	年 月 日
発 生 事 由		事由の発生年月日	年 月 日
※ 備 考		※ 受付欄	

- (注) 1 ※印欄には、記入しないでください。
2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

様式第四号中「(第5条)」を「(第6条)」に、「第5条第1
項」を「第9条第1項」に改め、同様式を様式第五号とし、様式
第三号の次に次の様式を加える。

様式第4号 二級建築士（木造建築士）住所等変更届出書（第4条関係）

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

届出者 住 所
氏 名

㊞

二級建築士（木造建築士）の住所等の変更について（届出）

建築士法第5条の2第2項（第3項、建築士法施行細則第4条第5項）の規定により、次のとおり住所等に変更があつたので、届け出ます。

登 録 番 号		第 号	
登 録 年 月 日		年 月 日	
変更事項	ふりがな氏名	変 更 前	
		変 更 後	
	本籍(国籍)	変 更 前	
		変 更 後	
	住 所	変 更 前	
		変 更 後	
	業 務 の 種 別	変 更 前	
		変 更 後	
	勤 務 先	変 更 前	名 称 所在地
		変 更 後	名 称 所在地
変 更 理 由			
変 更 年 月 日			
※ 備 考		※ 受付欄	

- (注) 1 ※印欄には、記入しないでください。
 2 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
 3 該当事項のない欄には、斜線を引いてください。

第11条中「建築士事務所廃止届」を「建築士事務所廃業届出書」及び「建築士事務所廃止届」とし「建築士事務所の業務の廃止について(届出)」と「第23条の6第1号」を「第23条の7第1号」とする。

第11条中「建築士事務所開設者死亡届」を「建築士事務所開設者死亡届出書」及び「建築士事務所開設者死亡届」とし「建築士事務所開設者の死亡について(届出)」と「建築士事務所開設者が」を「建築士事務所の開設者が」とし「第23条の6第2号」を「第23条の7第2号」とする。

第11条中「建築士事務所開設者破産手続開始決定届」を「建築士事務所開設者破産手続開始決定届出書」及び「建築士事務所開設者破産手続開始決定届」とし「建築士事務所の開設者の破産手続開始の決定について(届出)」と「建築士事務所開設者が」を「建築士事務所の開設者が」とし「第23条の6第3号」を「第23条の7第3号」とする。

第14条中「建築士事務所法人解散届」を「建築士事務所開設者解散届出書」及び「建築士事務所法人解散届」とし「建築士事務所の開設者の解散について(届出)」と「建築士事務所」を「建築士事務所開設者」とし「法人を」とし「第23条の6第4号」を「第23条の7第4号」とする。

附 則

この規則は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄